

防災減災・県土強靱化対策特別委員会会議録

令和5年11月6日

場 所 第3委員会室

令和5年11月6日（月曜日）

午前9時58分開会

会議に付した案件

○概要説明

環境森林部

1. 本県における災害廃棄物処理対策について
2. 環境森林部における防災減災・国土強靱化対策の推進について

農政水産部

1. 農業用ため池の防災・減災対策について
2. 地籍調査の取組について
3. 漁港の防災・減災対策について

○協議事項

1. 次回委員会について
2. その他

出席委員（12人）

委員 長	坂本 康郎
副委員 長	荒神 稔
委員	山下 博三
委員	後藤 哲朗
委員	武田 浩一
委員	佐藤 雅洋
委員	安田 厚生
委員	内田 理佐
委員	山口 俊樹
委員	工藤 隆久
委員	松本 哲也
委員	囎師 博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部次長 （総括）	田代 暢明
環境森林部次長 （技術担当）	松井 健太郎
環境森林課長	松浦 好子
循環社会推進課長	今村 俊久
自然環境課長	川畑 昭一
森林経営課長	松永 雅春

農政水産部

農政水産部長	久保 昌広
農政水産部次長 （総括）	長谷川 武
農村振興局長	小野 正寛
水産局長	鈴木 信一
農村計画課長	鳥浦 茂
農村整備課長	城ヶ崎 浩一
担い手農地対策課長	馬場 勝
漁業管理課長	赤嶺 そのみ
漁港漁場整備室長	小野 勘治

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	唐崎 吉彦
政策調査課主査	吉浦 亜季子

○坂本委員長 ただいまから、防災減災・県土強靱化対策特別委員会を開会いたします。

初めに、委員席の決定についてであります。内田委員におかれましては、9月26日付で所属会派が宮崎県議会自由民主党に変更となりましたので、委員席について変更をお願いします。

席の配置につきましては、多数会派順、同一会派内では期別年齢順の配置基準に基づき、佐藤委員を後藤委員の左隣の席に、内田委員を安田委員の右隣の席に変更するという事で決定

してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それではそのように決定いたしますので、席の移動をお願いいたします。

それでは本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程案を御覧ください。本日は環境森林部と農政水産部に出席いただき、概要説明を受けた後、質疑を行いたいと思います。その後、次回の委員会の内容について御協議いただきたいと思いますと思いますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それではそのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○坂本委員長 委員会を再開いたします。

初めに環境森林部においでいただきました。執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の配席表に代えさせていただきます。

それでは概要説明をお願いいたします。

○田代環境森林部次長（総括） 環境森林部でございます。よろしく申し上げます。本日、部長の殿所は諸事情により欠席しております。

それでは、委員会資料の3ページを御覧ください。

本日の説明事項は、本県における災害廃棄物処理対策について及び環境森林部における防災減災・国土強靱化対策の推進についての2件であります。

各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長が御説明しますので、よろしく御願いたします。

○今村循環社会推進課長 循環社会推進課です。本県における災害廃棄物処理対策について御説明します。

資料の4ページをお開きください。

初めに、災害廃棄物処理対策についてです。

平成23年に発生しました東日本大震災以降、災害廃棄物は災害からの早期復旧、復興に向けての大きな障害になるとして、その処理が注目されるようになりました。図の一番上の段にありますように、環境省においては平成26年に災害廃棄物対策指針を策定するとともに、都道府県及び市町村に対しましては、それぞれの地域特性や役割に応じた災害廃棄物処理計画を作成するよう求めております。

これを踏まえまして、本県では平成28年に図の真ん中にあります宮崎県災害廃棄物処理計画を策定しまして、市町村に対する技術的な支援内容や民間事業者等との連携・協力の在り方等を示すとともに、南海トラフ巨大地震が発生した場合に想定される災害廃棄物の発生量や仮置場の必要面積も推計をさせていただいたところでもあります。

一方、市町村は災害廃棄物の一義的な処理責任者となりますので、図の下から2段目に記載しております市町村の災害廃棄物処理計画に仮置場の設置から運用方針、生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレのし尿等を含めた災害廃棄物等の具体的な処理の方針が定められておりまして、これは平成29年までに全市町村が策定済みであります。

なお、被災時において、市町村は、この市町村災害廃棄物処理計画に基づいて初動の対応と被害状況の把握を行うとともに、図の一番下にあります災害廃棄物の具体的な処理方針を示した市町村災害廃棄物処理実行計画を災害が発生

するごとに策定します。その後、被災市町村はこの実行計画に基づいて、被害規模にもよりますが、数か月あるいは数年の時間をかけて災害廃棄物の処理等を進めていくことになります。

5ページをお開きください。

次に、令和4年の台風14号における災害廃棄物の処理状況について御説明します。台風14号におきましては、県内各地で土砂災害、浸水被害、道路の崩壊等に起因する災害廃棄物が15市町村で4,525トン発生しました。右側の県地図の中でオレンジ色に色付けされたところが、災害廃棄物の発生報告がありました市町村で、この中の数字がその量を表しております。これを見ますと、都城市の1,733トン、延岡市の949トン、西都市の447トンあたりが多いのですが、椎葉村や西米良村なども自治体の規模の割には大量の災害廃棄物が発生したことがわかります。

中ほどの円グラフは、災害廃棄物の種類と割合を示しております。台風14号のケースでは、可燃物が過半数を占めていたことがわかります。しかし、実際の災害廃棄物は、このようにきれいに分類されて出てくるわけではなく、いろいろなごみが混在した状態で出てきますので、廃棄物の円滑な処理や処理費用の軽減を図るためには、リサイクルできるものは極力初期段階で分別して、全体の量を減らす必要があります。

また、その下の表にありますように、市町村の廃棄物処理施設も10施設が被害を受けまして、このうち⑧から⑩の3施設は一時稼働停止を余儀なくされました。10施設の修繕復旧に要した費用は総額で2,758万円となっております。

6ページをお開きください。

台風14号における市町村の災害廃棄物の仮置場の設置状況であります。

まず初めに、仮置場について御説明します。

大規模災害の場合は、災害廃棄物の量も多く、市町村の処理施設等の処理能力を超えてしまうので、廃棄物をどこか一時的に集めて、そこで仕分けをしながら少しずつ処理施設に運んでいく必要があります。その一時的な置き場所のことを仮置場と呼んでおります。

仮置場は、建造物のない平地が適しており、空き地や駐車場などが選ばれることも多いのですが、右下のレイアウト図のように廃棄物の種類ごとにエリア分けを行いまして、住民等から持ち込まれた廃棄物が混在して後々の処理に困らないよう、最初の段階から整理・運用することが強く求められております。

もし、この仮置場がないと、住民等は行政が認知しない無管理の集積所、いわゆる勝手仮置場というのを作りまして、道端や広場等にいろいろな廃棄物が混在した状態で置き始めますので、ごみがあふれて道路が通れなくなったり、当然、無管理ですので分別リサイクルができず、莫大な処理費用と時間がかかります。よって、市町村は平時から仮置場の候補地を複数選定しておくとともに、災害時には迅速に仮置場の場所や利用の方法等を住民にアナウンスし、ごみを仮置場に誘導していくことが最も重要なミッションとなります。

左側の表は、台風14号災害時の仮置場の設置場所や面積等を示しており、右側の地図は設置した市町村とおおよその位置を示したものです。14市町村で5万8,432平米の仮置場が設置されました。

7ページをお開きください。

続いて、災害廃棄物処理対策の推進について御説明します。台風14号の災害時につきましては、2つの課題が浮き彫りになりました。

1つ目は、職員の対応力の強化です。災害廃

棄物を処理するためには、仮置場の設置・運用や、避難所から出るごみやし尿の処理等、平時のごみ処理とは異なる運用が求められ、しかも通常のごみ処理も待ってけませんので、こちらとの並行処理も求められます。よって、廃棄物処理に関わる市町村職員には高い対応能力が必要となります。

特に小規模の市町村におきましては、職員数がかつとも少なく、さらに人事異動による定期的な入れ替えもあります。その上、直近の被災対応の経験の有無も加味しますと、市町村によって対応力に差が出てくるのは当然であります。

県としましては、県内いっどこで災害が起きても、迅速かつ円滑な災害廃棄物処理ができるよう、市町村職員の対応力強化を図ることが最も重要な役割であると考えております。

2つ目は、連携体制の強化です。大規模災害時には、単独の市町村での対応が難しいケースも想定されます。そのため、平時から県や近隣の市町村、廃棄物の処理業者、関係団体といった県内関係機関の連携体制の強化を図り、いざとなったときに処理をお願いできる関係、いわゆる顔の見える関係になっておく必要があります。

さらに、南海トラフ巨大地震のような、県全体でも処理できないような規模の大災害が発生した場合も想定し、国や九州各県など、県域を超えた広域の連携体制の構築を図っておく必要もあります。

8ページをお開きください。

そこで、県におきましては、職員の対応力強化と連携体制の強化を両軸と捉えまして、対策を進めております。

まず、職員の対応力強化としましては、他県の被災自治体職員を講師とする講習会や様々な

災害を想定した図上演習の開催、仮置場の選定支援、さらには市町村計画の改定支援等を行うこととしております。

一方、連携体制の強化としましては、県や市町村、関係団体等を構成メンバーとした宮崎県災害廃棄物処理対策ネットワーク会議を開催しまして、県全体の連携強化を図るとともに、県内の7つのブロックごとに支部を設置して、ブロック内の連携強化を図ることとしております。

なお、こうした対策を一体的に進めていくには、関係機関間の調整役が必要と考えまして、今年度から宮崎県産業資源循環協会内に災害廃棄物支援コーディネーターを配置しまして、講習会や図上演習等を企画いただくとともに、協会員と一緒に市町村をまわっていただいて、首長に災害廃棄物対応の重要性を訴えたり、仮置場の候補地の視察や選定に向けた助言等を実施いただいているところであります。

9ページをお開きください。

最後に、県域を超えた広域連携体制について御説明します。南海トラフ巨大地震のような、単独県では処理できないような規模の大災害が発生した場合を想定し、国は全国8か所の地方環境事務所を中心に、県域を超えた広域連携体制の構築を図っております。

九州ブロックにおきましては、図の中ほどにあります九州地方環境事務所が中心となる連携体制が構築されており、大災害時には環境省本省への支援要請を行ったり、左上にありますD. Waste—Net——災害廃棄物処理支援ネットワークから有識者や支援団体等の現地派遣も受けられるようになっております。

また、九州各県の連携としましては、被災地を九州全体で支援するための調整役としまして、表の右下に書いております幹事支援県という役

割があらかじめ決められております。例えば本県が被災した場合は熊本県が幹事県となり、逆に熊本県が被災した場合は本県が幹事県となって、その他の九州各県をまとめていく等の総合支援体制をとることになっております。

循環社会推進課からの説明は以上です。

○川畑自然環境課長 環境森林部における防災減災・国土強靱化対策の推進について御説明いたします。

資料の10ページを御覧ください。

（1）山地災害の発生状況についてですが、本県は地形が急峻で地質が脆弱であることから、台風等による記録的な大雨等により、①の表のとおり毎年、山地災害が発生しており、令和4年度は106か所、被害額は約66億7,000万円、令和5年度も②の表のとおり8月の台風第6号の大雨等により43か所、約25億9,000万円の被害が発生しております。

11ページを御覧ください。

（2）昨年9月の台風第14号による山地災害の発生状況——中央の図の赤い部分が降水量が多かったところですが、県北地域で記録的な大雨となり、写真にありますように椎葉村、美郷町等で林地等が崩壊し、土砂や流木等が下流に流れ出る林地災害が82か所、約55億円、治山ダム等の治山施設被害が21か所、約9億円の被害が発生しました。これらの復旧につきましては、現在、順次取り組んでいるところであります。

12ページを御覧ください。

（3）の林道災害の発生状況ですが、林道についても台風等による集中豪雨により、①の表のとおり毎年、災害が発生しており、令和4年度は454か所、約56億円、令和5年度も②の表のとおり、台風第6号の大雨等により129か所、約8億8,000万円の被害が発生しております。

13ページを御覧ください。

（4）昨年9月の台風第14号による林道災害の状況ですが、県北地域で記録的な大雨となり、写真にありますように高千穂町、美郷町などで路側や法面が崩壊し、436か所、約53億円の被害が発生しており、現在、順次復旧に取り組んでいるところであります。

14ページを御覧ください。

（5）国土強靱化に対する取組について説明いたします。

激甚化、頻発化する豪雨災害や切迫する南海トラフ地震など、大規模災害から県民の生命、財産を守るため、環境森林部では、国の補助事業等を活用しまして、梓内の上段にありますとおり、人家裏の崩壊の危険性の高い森林において、山腹工及び谷止工を施工する治山事業、中段にありますとおり、林業経営を支え、災害時の迂回路となる林道を整備する林道事業、下段にありますとおり、山地災害を未然に防止するため、伐採後の再生林や間伐等を行う森林整備事業を実施しまして、災害に強い、安全・安心な森林づくりの推進に取り組んでおります。

15ページを御覧ください。

それぞれの事業の具体的な内容について、説明いたします。

まず、（6）治山事業の取組ですが、予防治山事業や林地荒廃防止事業では、山地災害防止のため、谷止工や山腹工を設置する事業で、左側と中央の写真にありますように、人家裏等の危険度の高い森林において、落石防護柵工や山腹工を施工しています。

また、右側の機能強化・老朽化対策事業では、過去に整備した既存の治山施設を有効活用し、機能回復や強化を行う事業で、写真にありますように、既存の防潮堤の前面に消波ブロックを

設置し、防潮機能の強化を図っております。

このほか、下段に記載しております、復旧治山事業など、令和4年度は36か所で工事を実施し、山地災害危険地区の解消に取り組んでおります。

16ページを御覧ください。

（7）林道事業の取組ですが、森林環境保全整備事業等の事業により、災害時の迂回路としてはもとより、森林施業や木材等の輸送を効率的に実施するため、開設、改良、舗装を行っております。令和4年度の実績見込みは、開設30路線、改良18路線、舗装10路線などとなっております。

17ページを御覧ください。

（8）森林整備事業の取組ですが、災害に強い森林づくりに向けては、再造林や間伐等の森林整備の実施により、樹木の根や下層植生の発達を促すなど、森林を健全な状態に保つことが重要であります。

このため、森林環境保全直接支援事業では、森林所有者等が行う植栽、下刈り、除間伐等を支援しております。

また、水源涵養や山地災害防止機能の高い森林において、県の森林環境税を活用して、水を貯え、災害に強い森林づくり事業により、伐採後の速やかな再造林や広葉樹の植栽等を支援しているところであります。

18ページを御覧ください。

これまで説明しましたように、治山事業、林道事業、森林整備事業により防災減災・国土強靱化対策を推進しておりますが、課題としましては、近年増加している局地的な集中豪雨による山地災害の激甚化、間伐等の手入れの行き届かない森林の増加、林道災害の発生による木材生産活動等の停滞が挙げられます。

このため、今後の取組としまして、土石流等の発生など特に危険度の高い地区を対象とした治山対策、山地災害を未然に防止するための森林整備、森林経営を支え、災害時の迂回路となる林道整備を推進することとしております。

説明は以上でございます。

○坂本委員長 執行部の説明が終わりました。委員の皆さんから御意見、質疑がありましたら御発言をお願いいたします。

○佐藤委員 林道の崩壊により、木材生産活動等に係る輸送が滞ったり、業者が山中の作業場に立ち入れなくなるという状況が多く見受けられます。

道路崩壊の現場を確認しましたが、一番の原因は水の流れを制することができていないことにあると思います。林道での水切りが十分ではなかったり、林道の開設や作業終了後の埋設の際に水の流れが変わることによって道路が壊れているように見受けられます。

御説明の中で今後の取組を挙げていただいておりますが、この点について原因の把握をされているのでしょうか。

○松永森林経営課長 林道作業道等の水切りの状況についてお答えします。

まず、林道につきましては、林道規定に基づきまして、横断溝や水切りを配置する設計をしているところです。

作業道につきましては、森林作業道作設指針に基づきまして、同じく横断溝や水切りの配置などにより、適切な排水に努めているところです。

一方、伐採事業者が高性能林業機械の作業走行用として開設している集材路等があり、こちらにつきましては、一部管理が行き届いていない集材路もあることから、そのような場所に水

が溜まって土砂等が流出することが懸念されます。

そのため、県では「伐採、搬出及び再造林ガイドライン」を作成しており、土砂の流出が懸念される集材路につきましても、例えば急勾配にならないような施工や切土、盛土量を抑える施工、こまめな排水や水切りの実施等をまとめており、その情報を県のホームページで周知するとともに、リーフレットを作成して県内の約800の事業者へ送付したり、研修会を開催するなどして意識の醸成に努めているところです。

また、ひむか維森の会というNPO法人では、環境に配慮した伐採や集材路の開設等の規範を自ら作成し、適切な伐採や搬出ができるような仕組みづくりを進めておりますので、そのような団体とも連携しながら、林道作業道からの災害を防止するための対策に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤委員 そのような取組を進めていただいているのですが、現場を見ると水切りや排水溝がほとんど砂利で詰まっています。砂利をそのままにしておいては、水切りや排水溝が十分な役割を果たすことができずに林道崩壊へとつながり、河川の下流に影響を与えることとなるため、そのような場所を放置せず、しっかりと砂利の撤去等を行っていただきたい。

また、環境に配慮した作業を行う森林組合や民間団体もあるのだと思いますが、作業を終えた後の環境に配慮しない団体も多く見受けられることから、災害発生の原因がそのような団体の不十分な措置によるものであれば、災害復旧の責任があると思います。

事業者にもそのことまで踏み込んだ周知を行っていただき、実施する作業に責任を持たせることが必要であると考えますがいかがでしょうか。

○松永森林経営課長 まず林道につきましては、主に県と市町村で開設をしております。県で開設した後につきましては、市町村に管理を移管しています。市町村においては重機等を配備して、路面の整備や砂利の詰まった側溝の解消等を定期的に行っているところですが、県としましても林道の維持管理や台風前の点検等について市町村にお願いしていきたいと考えております。

作業道につきましては、市町村とともに伐採パトロールを実施し、現場指導を行っているところですが、作業後の管理につきましても周知徹底が必要であると考えております。

市町村では、団体等から伐採届を受理する際に、作業道の整備等について、しっかりと環境に配慮して作業するよう指導しております。また、伐採届を受理して適合通知を出す際に、環境への配慮について注意事項を示している市町村もあると伺っております。

環境への配慮に違反しているのであれば、市町村が伐採業者に改善するよう求めることができますので、そのような取組を指導してまいりたいと考えております。

○佐藤委員 線状降水帯等により、これまで以上に降水量が増えていますので、現状の対策では不十分な点を見直して、もう少し踏み込んだ対策をする必要があると思います。

そのためには、災害後の確認が必要です。なぜ災害が起きたのかということを検証すれば、対策が不十分であったことも分かりますし、事業者にも責任があったと思われる事例も実際に見受けられるのです。作業道ができたことにより水の流れが変わって道路が壊れたことが明らかなのであれば、それは事業者が責任を負うべきではないかと思います。

作業後のことを見据えた水切り等の対策をしっかりとやることが大事ですので、環境への配慮を周知・指導していても、その後のことを市町村の責任にするのではなく、県も連携して対策をしていかなければ、雨が降る度に壊れなくてもいい山や道が壊れて、下流域の民家が被害に遭うということが続きます。その前にしっかりと対策を打つべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

○山下委員 災害廃棄物の処理状況についてお尋ねします。本県で災害が発生する中で、様々な対策を行っていただいていると思いますが、例えば津波や大雨等によって浸水した場合における化学物質等、危険物の処理方法は検討されているのでしょうか。

○今村循環社会推進課長 災害時には処理困難な災害廃棄物が出てくる場合もあります。そのような災害廃棄物はすぐに処理することができないため、一旦、仮置場に保管した後に、しかるべき処理を行っていく流れになると考えます。仮置場において、災害廃棄物による土壤汚染に繋がるケースが全国で発生しておりますので、仮置場に鉄板を敷設して土壤汚染を防ぐ措置を行っております。また、ミンチ解体による土壤汚染も問題となることがあるため、事前に仮置場の土壤の成分を分析しておいて、仮置場を運用した後の土壤成分の分析結果と比較して、汚染状況の確認を行っております。

○山下委員 災害廃棄物の処理に最善を尽くしていただくとありがたいと思います。今は一般家庭でも野菜を栽培する方が農薬や除草剤を保管していますので、災害廃棄物の受入れ体制をしっかりとっておかなければいけないと思い、お伺いさせていただきました。

また、災害時にはボランティアの方々がすぐ

に行動を起こしてくれます。環境森林部は災害廃棄物の処理を行っていくための窓口であると思いますが、ボランティアとの連携は、災害対応に当たっての構想に入っているのでしょうか。

○今村循環社会推進課長 災害時には全国各県から災害ボランティアの方々がお見えになりますが、被災している市町村からすると、なかなかボランティアの管理までは難しいという場合もあります。被災した際にボランティアに担ってもらう役割を事前に決めておかないと、いざボランティアの方々が来られても、逆に現場のほうで混乱してしまうという事態にもなりかねませんので、市町村の計画等でしっかり規定しておく必要があると思います。

○山下委員 そのことが一番大事なのです。しかし、縦割りの対応で、市町村に丸投げをしているところがあるのではないのでしょうか。やはり県でも市町村に働きかけていく必要があると思います。

ボランティア団体がどこの窓口に行けばいいのか分からずに路頭に迷うようなことはあってはなりません。災害現場で実際にボランティア団体と会われた方のコメントを聞くと、みんな涙を流して喜んでおられます。災害時のボランティア団体の受入れを想定して、各部局や市町村と連携した体制作りをしっかりと進めてください。

続いて、防災減災対策についてお伺いします。

中山間地域における林道や作業道は、自然を壊しながら道路を開設したものですから、水害や土砂災害が起こる可能性は必ずあるということです。また、道路も長い年月が経つとコンクリート等が劣化し、排水路も落ち葉などで埋まっています。

都城市の中山間地域に畜産施設があるので

が、災害が起こると風倒木により電線が切れて道路が塞がれることがあります。そうすると、動物を管理するために電力が絶たれ、餌も運べなくなり、ヘリでの餌の運搬等の要望が出るほどの緊急な対応が必要となる状況となります。

国の事業とはなりますが、森林環境贈与税を活用すれば、事前の災害予防として、危険木の除去等の対策を講じることができると思うのですが、都城森林組合とそのような話をすると、市が取り組んでくれないと言われます。そのような状況では、国の制度と予算がありながら、進歩も発展ありません。

ですから、県が市町村としっかり連携を取って、現場検証等による事前のチェック体制や森林環境贈与税による危険木の事前伐採を行っていかなければ、絶えず、災害と復旧とのいたちごっこになると思います。

市町村との連携や森林環境贈与税の活用については、どのような状況にあるのでしょうか。

○松浦環境森林課長 森林環境贈与税の活用に係る市町村との連携についてですが、市町村における森林環境贈与税の使途として、山下委員が話されましたように、風倒木を防止するための事前伐採も場合によっては認められることがあります。

森林環境贈与税で認められる使途を県が丁寧に説明して、市町村に理解していただくことが非常に大事ですので、年に2回ほど全体の研修会を実施したり、個別に使途の相談を受けるような体制を取っております。また、ホームページ等にも森林環境贈与税の使途を公開しており、市町村に参考としていただいているところです。

○山下委員 都城では沿道に100年近い樹齢の広葉樹が広がった道路があるのですが、バスも避けないと通れないほど広葉樹の枝が下がってき

ていたんで、都城市に対して森林環境贈与税を活用した伐採について協議しました。しかし、都城市での取組が無かったため、県土整備部により対応してもらうことになりました。ぜひ市町村と連携を取って、取組を進めてください。

○工藤委員 林道作業道にクラックが入っており、そこから水が入って崩壊することがあるのですが、林道作業道の点検をどのように行っているのか教えてください。

また、事業者は伐採届を提出しますが、終了報告書を出されたり、その際に現場の写真等を提出されているのでしょうか。

○松永森林経営課長 林道作業道のクラック等の点検についてお答えします。林道につきましては、市町村が管理しておりますので、台風や梅雨時期の前に点検をしまして、崩壊の危険がありましたら通行止め等の対応はしてもらっているところです。作業道につきましては、維持管理の主体が森林所有者となっており、そこは市町村に御指導いただきながら、崩壊の危険があれば県のほうでも事前に必要な対応ができる改良事業がございますので、事業の活用等で対応していくよう指導をしていきたいと考えております。

伐採届後の報告につきましては、これまでは造林した後に報告することになっていたのですが、森林法の改正により、伐採した後と造林した後の30日以内に市町村へ報告することになっております。それを受けて、申請内容と異なる点があれば、市町村が植栽の指導をする等の体制が整っているところです。

○工藤委員 伐採後の木材をバイオマスに活用する等、残存木等が出ないように取り組んでください。

作業後の処理をしないまま、その後の造林に

については別の業者任せという業者が多いと思いますので、作業道の埋め戻しや植林の状況について、ドローンを活用した点検や撮影写真による報告書作成等を求める等の工夫をしていただきたいと思います。

クラックの入った林道作業道についても、クラックを防ぐ予防措置や、クラックが入った時点で埋め戻しをする等の措置を講じることが重要ですので、ボランティアの方々を活用する等、常に点検をするような取組が必要ではないかと思えます。

次に、間伐等については森林経営管理法に基づいて実施することになっているかと思いますが、計画に沿った伐採が行われているのかをどのように確認されているのかお聞きします。

○松永森林経営課長 間伐をする際には、集約化して効率的に行う必要があります。そこで、森林組合や森林所有者等が連携して森林経営計画を作成し、計画に基づく間伐を行うことで補助を受けることのできる制度を実施しております。

制度の中で、一定の期間中に実施しなければならない間伐面積が定められており、その基準を満たしていなければ森林経営計画は認定されませんので、計画に基づいた間伐については適正に実施されているところです。

森林経営計画の作成を行わずに間伐を実施している森林所有者等に対しては、現在、市町村が森林経営に係る意向調査を実施しており、管理が難しい場合は市町村が委託を受けて管理する等の取組を進めているところです。

○工藤委員 特に東白杵郡の山では、伐採がされている山と伐採されていない山に差が見受けられます。一遍に伐採をしてしまうと、水害の危険が高まりますので、市町村が間伐面積等を

計画的に管理しなければならないと思いますし、それが森林経営管理法の目的ではないでしょうか。

制度に基づく期間での間伐と言いますが、山によって状況は異なりますので、そこは柔軟な対応も必要ではないかと思えます。森林経営計画においては、どのように管理されているのでしょうか。

○松永森林経営課長 間伐や再造林等につきましては、市町村における森林整備計画により、その方針を定めているところです。

先ほど申しました森林経営計画では、森林の成長量以上に伐採することのないよう、伐採の上限を設けておりますので、計画を遵守していただくことで過大な伐採を防いでいるものと考えております。

○工藤委員 まる裸にされた山をたまに見かけますので、計画をしっかりと遵守していただくよう、指導していただきたいと思えます。

○坂本委員長 それでは時間となりましたので、これで終わりたいと思えます。

執行部の皆様は御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時56分再開

○坂本委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次は、農政水産部においでいただきました。早速、概要説明をお願いいたします。

○久保農政水産部長 農政水産部でございます。

本日は、防災減災・県土強靱化に向けた農政水産部の取組につきまして、御説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元にお配りしております委員会資料の3ページ、目次を御覧ください。

本日は、農業用ため池の防災・減災対策について、地籍調査の取組について、漁港の防災・減災対策について、それぞれの担当課長から説明させていただきます。

私からは以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

○城ヶ崎農村整備課長 農村整備課です。

4ページをお開きください。農業用ため池の防災・減災対策になります。

近年、全国的に頻発する線状降水帯や猛烈化する台風による豪雨で、多くの農業用ため池が被災しており、特に平成30年の西日本豪雨では、2府4県において32か所のため池が決壊し、死傷者が確認されています。

国においては、ため池の決壊による水害から人命や財産を保護するため、令和2年度に、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法を制定し、防災工事基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定など、令和3年度から令和12年度までの10年間に、防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ることとしたところです。

ページ左下になりますが、特措法では、ため池の堤体の補強や取水設備等の老朽化対策及び地震対策のほか、豪雨対策といたしまして、洪水吐きの整備や未利用ため池の廃止工事等、ハード対策を推進しており、併せて、ページ右下、ため池マップやハザードマップの作成・公表等、ソフト対策も推進しているところです。

5ページをお開きください。宮崎県における農業用ため池の現状です。

県内では、655か所の農業用ため池のうち、特措法の防災重点農業用ため池の指定要件に基づ

き、422か所を防災重点農業用ため池に指定しております。

ページ左下の凡例を御覧ください。図面の黄色は浸水想定区域、赤色が浸水想定区域内の住宅等、茶色が主要道路、下段が避難所となっております。

指定要件につきましては、①から④のとおり、ため池からの水平距離や貯水容量等により決められておりまして、ページ右側の表が市町村別の内訳となっております。

6ページをお開きください。防災工事の推進になります。

棒グラフの左端の令和3年度時点になりますが、424か所の防災重点農業用ため池に対し、特措法の制定前に、改修済みのため池142か所、廃止予定15か所、整備済み3か所、整備中23か所となっております、これからの整備予定は241か所となっております。

棒グラフの真ん中になります。本年度までに、整備済み、整備中、合わせまして38か所のため池に着手しておりまして、2か所を廃止しております。

なお、整備予定のため池と特措法制定前に改修済みのため池につきましては、ページ右上の青色のハード対策のうち、上の2つになりますけれども、現在、劣化による安全性の検証や、耐震性、豪雨耐性等の評価調査を、順次進めているところです。

棒グラフの赤の点線で囲っております、特措法期限の令和12年度の目標は、123か所の整備と15か所の廃止を予定しているところですが、現在実施中の調査結果を踏まえまして、ページ右上の青色のハード対策のうち、下の2つになりますけれども、ため池決壊による周辺区域への影響度や、老朽化などの緊急度から、整備の

優先度を設定し、より危険なため池から工事着手するよう検討しております。

また、これまで、ため池堤体、取水設備、洪水吐きなどの防災工事を一体的に実施してきたところですが、施設状況によっては洪水吐きのみの部分改修を先行させ、豪雨対策による決壊リスクの低減にスピード感を持って取り組むことも検討しております。

次に、ページの右下の黄色の部分ソフト対策であります。

今後、対策工事に順次着手する予定ではありますが、完了には期間を要することから、災害時の備えとして、これまでの対策に加え、定期点検の実施や、市町村や施設管理者向けに講習会を開催する等、適切な維持管理を進めているところであります。

今後とも関係市町と連携して、ハードとソフト両面から、ため池の防災・減災対策に取り組んでまいります。

農村整備課は以上です。

○鳥浦農村計画課長 農村計画課でございます。

8ページを御覧ください。地籍調査の取組について、御説明いたします。

まず、1、地籍調査の概要についてでございます。

地籍調査は、国土調査法に基づき、公図等を基に1筆ごとの土地の境界や面積等を調査し、境界が正確な地籍図を作成し、その成果により登記簿が修正され、登記所備えつけの地図になります。県内の進捗状況は、令和4年度末で73%でございます。

地籍調査の実施により、土地取引の円滑化はもとより、巨大地震や豪雨災害発生時における早期の復旧・復興、道路建設などの社会資本整備の効率化等、様々な効果が創出されます。

9ページを御覧ください。

2、事前防災としての地籍調査の必要性ですが、今後30年以内に、70から80%という確率で南海トラフ地震の発生が懸念されていることや、今年の台風第14号のような豪雨災害が激甚化・頻発化しておりますことから、防災に資する施設の円滑な整備、被災後の迅速な復旧・復興に貢献する地籍調査の早期実施が必要であります。

左の図は、県内市町村の実施状況と津波浸水想定区域を示したものです。

津波浸水想定区域では、住宅や商業施設が密集する地域が多く、調査に多額の費用や期間を要しているため、令和4年度末の進捗率は58%にとどまっております。

このため、県といたしましては、効率的な調査手法として、道路は災害時に復旧の要となることから、民地との境界箇所を先行して調査する街区境界調査を推進しているところでございます。

具体的には、本年度から延岡市が県内1例目として着手したところであり、その他の沿岸市町も取組を検討いただいているところであります。

今後とも、このような取組を積極的に市町村と連携しながら、地籍調査の推進を図ってまいります。

農村計画課からは、以上でございます。

○小野漁港漁場整備室長 漁業管理課漁港漁場整備室でございます。

委員会資料の10ページを御覧ください。漁港の防災・減災対策について、御説明いたします。

1、漁港における現状でございます。

本県では、県内23漁港のうち、拠点となります11漁港において、地震・津波対策を実施しているところでございます。

左の位置図を御覧ください。

青枠で囲んでいる川南漁港、都井漁港がこれまでに完成しており、赤枠で囲んでいる9漁港が現在、対策を実施中でございます。

右上の目的にありますように、津波の浸水高さや流速を低減させることにより、住宅地等への浸水被害の軽減を図り、仮に被災したとしても、施設の早期復旧による漁業活動の早期再開を可能にし、国内外への水産物安全供給を図ることとしております。

その下は、防波堤における津波対策のイメージ図ですが、対策前は、津波の越流により防波堤の背後の基礎部分が洗掘されることによって、大きく変位、倒壊する危険性がありますので、対策といたしましては、下の図の赤色で着色しているような、防波堤のかさ上げや拡幅、また、防波堤背後にブロックを設置する等により、可能な限り安定を保つ、いわゆる防波堤の粘り強化を実施しているところでございます。

次に、11ページを御覧ください。2、漁港海岸における現状でございます。

津波対策が必要な12の漁港海岸のうち、特に事業の優先度が高い土々呂漁港海岸において、現在、対策を実施中でございます。

左の位置図を御覧ください。

赤枠の事業中である土々呂漁港海岸のほか、対策の優先度が高い地区は、赤の波線で囲んでいる、北から北浦、門川、油津の3地区になります。

右上の目的にありますように、発生頻度が高いレベル1津波から地域住民の生命・財産を防護するため、津波浸水高さや流速を低減させ、住宅地等への浸水被害の軽減を図るとともに、津波到達時間の遅延により避難時間を確保することとしております。

下の断面図を御覧ください。現在実施しております土々呂漁港海岸東浜地区の計画断面図になります。

緑の文字で表示しておりますレベル1津波高さ5.9メートルに対しまして、中央のグレーで塗られた、既存の護岸の施設高が3.86メートルでありますので、赤斜線部分に示すとおり、約2メートルのかさ上げを実施しているところであります。

次に、12ページを御覧ください。3、漁港・漁港海岸の予算の状況でございます。

国土強靱化関連の予算につきましては、グラフにあります黄色とオレンジ色の部分になりますが、まず、グラフの黄色の部分の3か年緊急対策では約12億円、そして、その右のオレンジ色の部分の5か年加速化対策では約25億円、合計で約37億円を確保したところでございます。

今後とも事業を集中的かつ計画的に推進するためには、5か年加速化対策等の予算確保が重要でありますので、引き続き国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、13ページを御覧ください。4、地震・津波対策の取組事例でございます。

左側の写真は、昨年度、事業が完了した川南漁港の整備状況であります。上の赤囲みの部分が新たに設置した防波堤、下の写真の中央、白い部分がかさ上げた護岸の完了後の状況でございます。

右上は門川漁港の既設防砂堤で、右側が、かさ上げを実施している状況でございます。

右下は土々呂漁港海岸で進めている護岸、防潮堤の新設を行っている状況でございます。

今後とも事業実施に当たっては、地元との調整を図りながら、必要な予算を確保し、防災・減災、県土強靱化対策に取り組んでまいりたいと

考えております。

説明は以上でございます。

○坂本委員長 執行部の説明が終わりました。意見、質疑がありましたら、御発言をお願いいたします。

○山下委員 農業用ため池についてお伺いします。資料6ページの防災重点農業用ため池の推移について、令和12年度の整備目標409か所のうち、整備予定が144か所となっていますが、完了までの期間や計画等はあるのでしょうか。

○城ヶ崎農村整備課長 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の10年間で、資料6ページ記載の令和12年度整備目標を計画しておりますが、御指摘のとおり、現在の計画では令和12年度時点で144か所が整備予定として残るような形となっております。これは、整備対象となる農業用ため池が400箇所ほどあり、令和12年度までに全ての整備を完了することが難しいためです。

現在、国の来年度予算の概算要求において、施設の状況に応じて、例えば土砂吐けの整備を先行させて決壊のリスクを軽減させる等の方針が示されているところですので、国の状況を見ながら、整備予定として残る144か所の中身を十分に精査して、決壊のリスクを軽減するための取組を検討していく必要があると考えております。

○山下委員 県域を県南、県央、県北で分けた場合、ため池が多いのは県央地域だと思いますが、令和12年度整備目標の409か所の中では、やはり県央に分布するため池が一番多いのでしょうか。

○城ヶ崎農村整備課長 資料5ページに、市町村別のため池の数を表記しておりますが、御指摘のとおり、宮崎市に防災重点農業用ため池が

約200か所ありますことから、どちらかという小平場の方に多く分布する傾向があると思います。

○山下委員 私もため池を利用した水源で米作をやっていることから分かるのですが、現在、山の森林伐採がどんどん進んでおり、少しの雨でも土砂崩れが起こって、ため池に土砂がたまり、土砂の浚渫が必要となります。

県でため池を管理するに当たっては、土砂の浚渫もかなり多いと思うのですが、例えば、グラウトによる堤体の強化等、ため池の決壊を防ぐためのハード整備の状況について教えてください。

○城ヶ崎農村整備課長 おっしゃるとおり、ため池のポケットの容量が少なくなってくると、当然、決壊のリスクが高まります。県において、ため池の劣化状況等を評価する中で、ため池の中に土砂がたまっている場合は浚渫も必要ですし、堤体自体が痩せているということであれば、腹付け盛土等の施工が必要となります。先ほども申し上げた土砂吐けについても、大きさが足りないということであれば改修します。

地震対策としては、グラウトという話でしたが、円弧すべりを起こして決壊するおそれがあるため池につきましては、例えば、押さえ盛土や堤体の地盤改良等、状況に応じた対策工事を進めていく必要があると考えております。

○山下委員 最後になりますが、ため池の管理者の高齢化が進んでいるほか、女性の管理者もおりますので、管理のリスクが非常に高いと思います。ですから、ため池の管理に当たっては、十分に安全対策を講じる必要があります。例えば、取水口の開閉作業についても、自動で開閉できる装置を付けられたらいいのですが、中には池の中まで入らないと土砂吐けや排水が

できないといったため池もあるのではないかと
思います。

県の整備計画の中では、ため池の管理について
どのように取り扱っているのでしょうか。

○城ヶ崎農村整備課長 おっしゃるとおり、た
め池を管理する農業者等の高齢化が進んでおり、
人数も減少している状況にあります。

ため池の管理につきましては、例えば、水位
計や監視カメラの設置等の監視システムの整備
は必要であると考えており、防災重点農業用た
め池に係る防災工事等推進計画の中では、その
点も含めて整備を推進していくこととしており
ます。

ただ、本県では監視システムを試験的に導入
したため池が6か所ほどであり、現在も継続し
てシステムが稼働しているのは2か所ほどしか
ありません。

そのため、今後は市町村や施設管理者等と協
議して検討を進めながら、監視システムの導入
も含めて、管理体制の強化を図っていく必要が
あると考えております。

○武田委員 ため池のハード整備は喫緊の課題
であり、対策を急いでいただきたいところです。
ソフト対策についても、まだ時間を要するとの
説明がありましたが、実際にどれくらいの期間
となるのでしょうか。やはり、ハード対策だけ
ではなく、ソフト対策ができてこそその年次計画
だと思いますので。

また、ため池のデータベースについては、年
々の状況の変化に応じてソフトを更新していく
必要があると思いますが、その点についてはど
のような取扱いとなっているのでしょうか。

○城ヶ崎農村整備課長 資料6ページにソフト
対策について記載しておりますが、ため池マッ
プやため池データベース等については、県ホー

ムページ上で公表しております。ため池ハザード
マップについては、令和6年度までに完成す
る予定となっております。

○武田委員 ため池ハザードマップの作成につ
いても大分進んでいるとのことですが、更新の
際は市町村が中心となって実施することになる
のでしょうか。

○城ヶ崎農村整備課長 市町村及び施設管理者
と協力しながら、進めてまいりたいと考えてお
ります

○武田委員 農村の農業用ため池についてです
が、農業の手法や取り扱う作物の変化に伴って、
ため池を廃止することもあると思います。既存
のため池の廃止について説明がありましたが、
ため池の水を抜いた後はどのような処理が行わ
れるのでしょうか。

○城ヶ崎農村整備課長 利用しなくなったため
池につきましては、積極的に廃止をする方向で
進めております。

堤体をそのままにしていますと水がたまって
しまうため、一般的には掘り割ることでため池
を廃止しております。

○武田委員 使わなくなったため池は、その機
能を失いますので、これまでのお話であったと
おり、そのまま放置していると水の流れが変わっ
てしまいます。ため池の管理に当たっては、そ
の廃止も含めてしっかりと対応していただきた
いと思います。

○城ヶ崎農村整備課長 御指摘のとおり、ため
池は河川の近辺にはあまりないものの、沢があ
る地域等、水が集まりやすい場所に設置されて
おりますので、ため池の廃止によって水がたま
ることないよう、下流域の水路も含めてしっか
りと整備した上で廃止するような工事を進めて
いるところです。

○松本委員 資料5ページの防災重点農業用ため池の指定要件について、指定要件④「そのほか、必要性が特に高いと認められるもの」に該当するため池が本県にあるのかお尋ねします。

○城ヶ崎農村整備課長 指定要件④に該当する防災重点農業用ため池につきましては、本県にはございません。

○松本委員 次に、資料9ページ記載の地籍調査について、津波浸水想定区域の進捗率は58%とのことですが、災害のことを考えると、取組を急がなければならないのではないかと感じます。

津波浸水想定区域の地籍調査の今後の見通しをどのように考えているのか教えていただきたいのですが。

○鳥浦農村計画課長 各市町村において、現在も地籍調査を進めておりますが、街や森林部等、調査地域に応じた様々な方針の下で調査されているところです。

津波浸水想定区域の進捗率を踏まえると、やはり調査が遅れている市町もございます。そのような市町については、私が市町長や関係部長と直接お会いして、地籍調査の促進について話しさせていただいているところであり、できるだけ市町の調査計画に反映させていきたいと考えております。

○松本委員 同じく資料9ページで、延岡市が街区境界調査に着手されたとのことですが、地籍調査においては、最終的に登記の修正が必要です。街区境界調査では、登記の修正まではなかなか難しいのではないかと思います。どれくらいの精度を求めていくものなのでしょうか。

○鳥浦農村計画課長 この街区境界調査につきましては、資料9ページ右下の図の赤枠で示しておりますラインについて測量した上で確定し、

登記されることとなります。ただし、図の灰色の範囲については登記されません。

○松本委員 図の赤枠の内側の境界については、土地所有者による取扱いとなるのか、それとも地籍調査により最終的に調査されることになるのかを教えてください。

○鳥浦農村計画課長 街区境界調査は通常の地籍調査に先行して行うものですので、境界内の各筆の調査については、後の地籍調査の対象として調査されることとなります。

○佐藤委員 五ヶ瀬町には、水漏れ等の危険のあるため池が1か所あり、よく相談を受けるのですが、五ヶ瀬町に相談してもなかなか解決しないと言われるので、県の西臼杵支庁の担当者をお願いをして、現場を見てもらっています。

先ほど山下委員や武田委員も質問をされましたが、県と市町村との連携が取れていないように感じます。県によるため池の管理に当たって、市町村はどのような形で関係してくるのか教えてください。

○城ヶ崎農村整備課長 ため池につきましては施設管理者がおりますが、御指摘のとおり、県と市町村が連携して、ため池に係る防災の取組を推進する必要があると考えております。

平成3年3月に、県の防災工事基本指針を策定しており、ため池に係る連絡会議を実施しております。この会議には市町村にも出席いただいて防災工事の推進や、これまで御説明しましたソフト対策の必要性等について情報共有をしながら、取組を進めているところです。

○佐藤委員 防災重点農業用ため池は、防災のためのため池という意味ではなく、災害を引き起こす可能性のあるため池ということなのでしょうが、危険性の認識について五ヶ瀬町と温度差があるように感じていますので、その認識

をしっかりと持たせないといけません。

それから、ため池の管理者の高齢化について先ほど話がありましたが、ため池には土地の高低差があり、監視をするためにため池に向かうのも高齢者には大変だという声を聞きます。

管理が行き届かずにため池が決壊して被害が起きたというのでは、せっかくの取組も意味がないので、先ほどお話しがあった監視カメラの設置も含めて優先順位を付けながら、現場の状況に応じた対策を早めに取りっていただきたいと思います。

○山下委員 資料9ページの地籍調査実施状況について、都城市が進捗率80%以上となっておりますが、これは山林や農地、市街地等を全て含めたデータなのでしょうか。

○鳥浦農村計画課長 一部、国有林等が対象外となっておりますが、それ以外は全て対象となっております。

○山下委員 おそらく都城市において地籍調査が完了していないのは山のある地域だと思います。山の境界の調査がずっと遅れておりましたので。

調査には莫大な予算と長い時間を要することですが、土地の所有者や土地の境界が分からないために、伐期になっても、山の森林を伐採することができない状況です。

住宅地においても所有者不明の土地はどんどん出てくると思います。

災害への備えとして地籍調査を進めていかなければなりません、調査を進める上で、これらの現状の問題整理はされているのでしょうか。

○鳥浦農村計画課長 地籍調査においては、土地の境界においてそれぞれの所有者が現地で見え、立ち会うことが大前提となりますが、御指摘のとおり、所有者不明の土地も多くなってきており

ます。

土地所有者の確認については、土地台帳や住民台帳等の各関連情報への簡易的なアクセスができるようになっております。

所有者不明の土地については、周辺の土地の所有者によって境界がある程度確認できた場合に、法務局との相談になりますが、公告をすることで筆界を定めることのできる制度がございます。

また、森林帯等、現地での立ち会いが困難な地域については、土地所有者に集会所等へ集まっていたいただき、航測図化等によって境界の確認をすることのできる措置が取られております。

○山下委員 行政が地籍調査を実施する場合において、調査対象となる土地の所有者に費用負担は発生しないですね。

土地所有者が自主的に土地の境界の確認をする場合は多額の費用がかかるのではないかと思いますが、その場合における措置は何かあるのでしょうか。

○鳥浦農村計画課長 個人による境界確認をしなくても済むように、なるべく地籍調査の際にご協力いただけるようお願いをしているところです。

地籍調査に当たっては、事前に対象地域の土地所有者の方々に通知をして立会いの日程を決定し、調査の際に現地に来ていただくような措置を取っております。

○山下委員 個人で境界の確認を行う場合は、費用がかかるということですね。

○鳥浦農村計画課長 基準点からの座標値や、地番の境界の確認を個人でやる場合には、測量経費がかなりかかると思います。

○荒神副委員長 昨今、所有者不明の土地や土地の財産放棄などが見受けられ、土地に関する

法改正もありましたが、土地の権利さえ放棄する時代に入っているのだと思います。

今年度の豪雨災害の復旧において緊急の対応を要しており、このような災害の際に、早期の復旧計画の策定や復旧事業への着手を行うことができるよう地籍調査を実施されているわけですが、土地所有者等に協力を求めるための取組をどのように考えているのかお聞きします。

○鳥浦農村計画課長 地籍調査については、早急に現在の基図に基づいた正確な境界を画定することとしており、所有者不明の土地に関しては、土地の関係者の追跡を行い、関係者自ら境界を確認いただくよう取り組んでおります。

ただ、御指摘のとおり、所有者不明の土地が増える中、調査を急がなければならないと考えておりますし、このことについて、市町村とも協議を進めているところです。

○荒神副委員長 従来、災害復旧への早期着手のために地籍調査がなされているわけですが、社会状況の変化に伴って重点的に行うこととなったのはどのような取組なのでしょう。

○鳥浦農村計画課長 1つは先ほど御説明いたしました、細かい筆よりも先に復興・復旧に必要な道路等の境界等を先行して調査する街区境界調査となります。

そのほか、森林帯の境界調査に当たって、航測図化等の座標を地籍調査図に反映できるような仕組み作りを進めており、効率的な調査手法に努めているところです。

○荒神副委員長 大変難しい問題だと思いますが、今が取り組むべき時ではないでしょうか。時間がたつほど大変な労力が必要となりますので、市町村と強い連携を持ちながら取り組んでいくことが、施策の実現への時間短縮にも繋がっていくと思います。

○山口委員 地籍調査に係る予算の負担割合についてですが、国2分の1、県4分の1、各市町村4分の1でよろしかったでしょうか。

○鳥浦農村計画課長 御指摘のとおりです。

○山口委員 地籍調査の取組をこれまで以上に推進していきたいとのことでしたが、県の予算を増額する可能性もあると理解してよいのでしょうか。

○鳥浦農村計画課長 予算につきましては、各市町村の調査計画に基づいて、毎年度、調査区域の予算を聞き取りながら、要望に応じた予算を計上しているところです。

○山口委員 それでは、市町村が地籍調査をより推進するために、これまで以上の予算を求めてきた場合は、応じていただけるということでしょうか。

○鳥浦農村計画課長 国の予算も大きくは伸びていないところですので、国の配分や市町村の進捗状況を見ながら、なるべく要望に添うことができるよう、予算の要望等を行っていきたくと考えております。

○山口委員 国の予算がそこまで伸びていない状況で、なかなか県の予算を増額できないとあつては、事業を推進しようとしても、予算がないために進められないという話に帰結してしまうような印象を持つのですが。

そのための対策としては、地籍調査の効率化として街区境界調査の話もありましたが、あまり予算のかからない方法で事業を進めていくという考え方になっていくのでしょうか。

○鳥浦農村計画課長 限られた予算の中で、必要な境界調査を進めていくためには、御指摘のとおり、街区境界調査等の効率的な手法を導入しながら進めていきたいと考えております。

○佐藤委員 資料11ページについてお聞きしま

す。

図で示されている土々呂漁港海岸の津波対策について、東南海・南海地震による津波高を想定した防波堤の対策となっておりますが、南海トラフ巨大地震による津波を防ぐことは難しいのではないかと思います。

これは、南海トラフ巨大地震による津波でも、資料10ページにて説明のありましたように、可能な限り安定を保ちながら浸水被害の軽減するような防波堤として整備されているのでしょうか。それとも、予算が確保できれば、南海トラフ巨大地震による津波でも超えられないような防波堤を整備することとしているのかを教えてください。

○小野漁港漁場整備室長 南海トラフ巨大地震の規模で想定されるレベル2津波に対しては、津波が超えられないような防波堤等のハード整備による対策を行うことは考えておりません。

東南海・南海地震の規模で想定されるレベル1津波に対する漁港海岸のハード対策とソフト対策、津波避難タワーの整備、市町による津波ハザードマップ等を複合的に勘案してレベル2津波に対応していくことが全国的な方針となっており、本県もそのように進めております。

○佐藤委員 それらの対策について、地域住民の方々にはきちんと伝わっているのでしょうか。

○小野漁港漁場整備室長 事業実施に当たりましては、地元へ直接説明をしておりますし、市町通じて説明しておりますので、住民の方々には理解していただいていると思います。

○坂本委員長 そろそろ時間も参りましたが、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、以上で終わりたいと思います。

執行部の皆さんは御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時43分再開

○坂本委員長 委員会を再開いたします。

次に、協議に入ります。

協議事項1、次回委員会についてであります。

次回委員会につきましては、11月定例会中の12月8日金曜日を予定しております。委員会の内容でございますが、皆さんから御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 特にないようでしたら、次回の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきたいと思います。

最後に、協議事項2、その他で、委員の皆様から何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では、次回の委員会は、12月8日、午前10時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会を閉会いたします。

午前11時44分閉会

署 名

防災減災・県土強靱化対策特別委員会委員長 坂本 康郎

